

平成九年三月環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）の一部を改正する件 新旧対象条文

○平成九年三月環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）（抄）（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表

別表

項目	基準値	測定方法
カドミウム	(略)	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	(略)	規格K0102の38.1.2及びび38.2に定める方法、規格

項目	基準値	測定方法
カドミウム	(略)	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第59号（ <u>水質汚濁に係る環境基準について</u> ）（以下「 <u>公用水域告示</u> 」という。） <u>付表8に掲げる方法によることができる。</u> ）
全シアン	(略)	規格K0102の38.1.2及びび38.2に定める方法又は規

		K 0102の38. 1. 2及び38. 3に定める方法又は規格 K 0102の38. 1. 2及び38. 5に定める方法		格 K 0102の38. 1. 2及び38. 3に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
六価クロム	(略)	規格 K 0102の65. 2に定める方法 (ただし、規格 K 0102の65. 2. 6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格 K 0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)	(略)	規格 K 0102の65. 2に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総水銀	(略)	昭和46年12月環境庁告示第59号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「公共用水域告示」という。) 付表1に掲げる方法	(略)	公共用水域告示付表1に掲げる方法

(略)	(略)	(略)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(略)	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、 <u>43.2.5</u> 又は <u>43.2.6</u> に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふつ素	(略)	規格K0102の <u>34.1</u> 若しくは <u>34.4</u> に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注(9) 第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び公用水域告示付表6に掲げる方法
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(略)	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は <u>43.2.5</u> に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふつ素	(略)	規格K0102の <u>34.1</u> に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注(9) 第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び公用水域告示付表6に掲げる方法
(略)	(略)	(略)

備考

(略)

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

備考

(略)

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。